

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名でございますので会議は成立を致しました。これより令和2年度第1回青梅市農業委員会を開会致します。次に、日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により議事録署名委員として、第4番清水委員さん、第5番島崎委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。次に日程3の諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

4月23日、今井5丁目の違法性に関する相談

以上でございます。

議長

以上で報告を終わります。次に日程4の議案審議に入ります。議案第1号「令和2年度青梅市農業委員会活動計画」を上程致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号

それでは、議案第1号「令和2年度青梅市農業委員会活動計画」について御説明致します。それでは、議案1号の資料をご覧ください。3月の全員協議会でご説明したもので、特に修正はありません。補足資料 議案第1号 別紙についても同様です。よろしく御審議お願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。本件は、これから1年間の委員会活動の計画でございます。各委員さんには、引き続き御協力をお願いしたいと存じます。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員

さんは挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「令和2年度青梅市農業委員会活動計画」は原案のとおり決定致しました。

議長

次に議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程致します。なお、整理番号4番と5番は輪千委員さんに関するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、輪千委員さんには退席いただきます。

[輪千委員退席]

それでは、整理番号4番および5番について、丹生委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号5番

調査結果

議席番号11番の丹生守です。4月16日に事務局と調査を行いました。整理番号5番、(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。畑には柿、梅の木、栗などが栽培されており、良好に管理されています。

続きまして、整理番号4番、(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。畑には玉ねぎ、ジャガイモなどが栽培されており、良好に管理されています。

議長

丹生委員の説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定致しました。整理番号4番および5番の審議が終了しましたので、輪千委員さんには自席に着席をしていただくようお願いいたします。

[輪千委員着席]

それでは、整理番号1番について、島崎委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号1番

調査結果

議席番号5番の島崎万吉です。4月15日、事務局2名と御本人立会いのもと、現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この畑につきましては、梅が20本植えられておりまして、畑全部が梅という状態でした。天日がしっかりとされており、下も管理されておりました。よろしく御審議お願いします。

議長

整理番号2番について、加藤委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号 2 番

調査結果

議席番号 8 番加藤仁志です。整理番号 2 番について説明致します。4 月 14 日に事務局と申請人本人と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この畑は、はたわさびなどの夏野菜を栽培するためにしっかりと管理されておりました。(地番、地目、面積)。こちらの畑にはブロッコリー、キャベツ、玉ねぎ等が植えられておりました。家の前の畑でしっかりと管理されておりました。よろしくご審議お願い致します。

議長

整理番号 3 番について、丹生委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号 4 番

調査結果

議席番号 11 番の丹生守です。整理番号 3 番、(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。畑には植木がうえつけてあります。つづいて、(地番、地目、面積)。畑には夏野菜が栽培されており、良好に管理されておりました。よろしく御審議お願い致します。

議長

整理番号 6 番について、森谷委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号 6 番

調査結果

議席番号 14 番森谷宏之です。4 月 16 日、事務局 2 名と当事者 1 名で現地調査を行いました。整理番号 6 番について御説明します。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。こちらは、一つの畑に半分くらい杉の苗

木が植わっており、ほかの部分は非常にきれいに管理されておりました。次に、(地番、地目、面積)。こちらの畑には一部お茶が植えられており、ほかの部分には予定として、これからじゃがいもや落花生などを植えていくとのことでした。次に(地番、地目、面積)。これらの畑は地続きの畑で、お茶がきれいに栽培されておりました。次に(地番、地目、面積)。この二つも地続きの畑であり、こちらはネギなどが一部植えられており、これから玉ねぎなどを栽培していくとのことでした。次に、(地番、地目、面積)。フリの木が植えられており、雑草などもなく大変きれいな状態でした。(地番、地目、面積)。こちらは、さといもや、ヤーコン等を植える予定だそうです。続いて、(地番、地目、面積)。これら二つには、サツキやツツジの苗木が植えられており、大変きれいに管理されています。続いてが、(地番、地目、面積)。こちらは、栽培前の状態ですが、大変きれいに整備されています。予定としては、大根、その他の野菜を植える予定と話しておりました。次が、(地番、地目、面積)。こちらは、苗木が全面に植わっており、一部は椿の木や紅葉の木が植えられており、大変きれいに成長をしております。最後が(地番、地目、面積)。こちらは、現在トラクターで整地中でした。予定としては、ネギや大根などを栽培する予定だそうです。以上すべての土地が大変きれいに管理されておりました。

議長

以上で担当委員さんの説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。議案の4Pを御覧ください。

使用貸人の さんから使用借人の さんへの農地の1年間の使用貸借権設定の許可申請でございます。申請地は
(地番、地目、面積)。

本案件につきましては、所有者である さんが新規就農者の さんへ農地を1年間の期間設定で貸与するものでございます。契約更新につきましては、期間満了の6か月前までに更新しない旨の通知が行われない場合は、同一期間の1年間で更新するとされています。

農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については補足資料 議案第3号 別紙の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、使用借人

等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。農地所有適格法人以外の法人は農地を借り受けることができませんので、法人が許可を受けるためには、農地所有適格法人であることが求められます。本案件については個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件については、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、使用借人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、借人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、使用借人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000 m²）以上であることが求められます。本案件については、借人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、3,106 m²となり、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。使用借人は借入地を貸し付け又は質入れしないことが求められます。本案件については、使用借人に耕作意欲があり耕作に供されるものと判断しております。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、申請地で葉菜や根菜の栽培をする計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。以上のおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月15日に丹生委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、丹生委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番丹生守です。4月17日に事務局2名と現地調査を行いました。農地法第3条の規定の農地について、畑は耕うんされており、特に問題はありませんでした。内容については、事務局の説明の通りです。以上でございます。よろしく御審議お願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願い致します。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の5Pおよび補足資料 議案第4号

別紙1の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、青梅市が別紙1のとおり、農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第4号 整理番号1番

使用借人

(住所・氏名)

使用貸人

(住所・氏名)

利用権を設定する土地

(地番・地目・面積)

新規の利用権設定で、設定する権利は貸借権。

契約期間は2020年5月11日から2023年5月10日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、補足資料 議案第4号 別紙2の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本

案件では関係致しません。

続いて第3号の口についても、「法人である場合」でございますので、本案件では関係致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

現地調査につきましては、4月16日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の川鍋新一です。4月16日に事務局2名と現地調査を行いました。御本人立会いのもと行っております。この畑は長年、作物を育てていなかった畑ですが、さんが借りることに、なり今後は主にハーブ類を栽培する予定であります。また、夏場につきましては、カボチャを栽培する予定であります。その他につきましては、事務局の説明通りであります。よろしく御審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

推進委員の影山正弘です。この土地のことだけではありませんが、新しく土地を借りる際に、獣害などの被害がある土地には、その対策が必要ということを事前に説明しているのでしょうか。

事務局

借りる際に、貸主と借主の間で話をさせていただいており、現状等も見ていただいております。獣の出没状況等も話しております。また、獣害の関係につきましては、青梅市でも電気柵の貸し出し等も行っており、自身で対策を行うことも可能な状況です

委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定致しました。

次に議案第5号「特定農地貸付に関する承認について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号 特定農地貸付けに関する承認についてご説明を申し上げます。こちら、先月の農業委員会で上程しました、新町5丁目の農家開設型農園の議案がありましたが、こちら利用料金の関係で不承認となったところですが、そちらについては、申請者にその旨をお話しして、了解を得ました。今回の議案第5号の農家開設型農園の承認申請につきましては、別の案件になります。

こちら、現地調査につきましては、4月14日に清水委員と行いました。承認申請者ですが、記載の通り、(住所・氏名)さんです。農園ですが、(地番)の4件となっております、全部でそこに12区画の農園を作る予定です。ここで議案第5号別紙をご覧ください。

こちらですが、表に特定農地貸付承認申請書がございます。さんから、農業委員会の方に承認申請を提出していただきました。また、特定農地貸付規定、案内図、区画割数がございます。案内図をご覧ください。場所が吹上しょうぶ公園の入口

の生産緑地となっております。そして、最後に特定農地貸付協定がありまして、こちらが青梅市と さんの間で結ぶ予定となっているものであります。

それでは、最初に特定農地貸付規定を見ていただきます。こちらは、国で定めた書式がございまして、それに基づいて、開設者の さんが作成したものとなっております。第一の目的にもありますが、開設者は さんです。第3の貸付対象農地ですが、こちら規定の最後に記載があります。また、先ほども御説明致しましたが、案内図にあるように場所が吹上しょうぶ公園の入口にある生産緑地であり、区画割数を見ていただきますと、北側の2筆に7区画、南側の2筆に5区画となっております。1区画が約100㎡となっております。次に第4の貸し付け条件でございまして、貸付期間は3年間、賃料が年間で12,000円となっております。賃料につきましては、他の農家開設型農園と同等の金額ということで設定しております。次に第5の、募集の方法ですが、こちらは、青梅市としましても農家開設型農園を支援している立場ですので、市の広報等でも、募集を行いたいと考えております。続いて、第8の管理運営等につきましても、開設者である さんが、農地の見回り、また栽培指導を行うことになっております。また、第9は貸付の取り消し、第10は貸付の廃止、中止、第11に貸付農地の返還についてそれぞれ記載があります。次に、農地貸付協定を御覧ください。こちらは、農業委員会で承認されましたら、青梅市と さんで協定を結んでいきたいと考えております。こちらの協定の方も、国のほうで定めた基本書式がございまして、そちらの方が参考になっております。内容は第一の目的にもありますように、特定農地貸付の適切な管理、運営の確保、そして貸付農地周辺の農地に支障を及ぼさないことへの確保、特定貸付を中止、また廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保を図る内容となっております。また、最後の第8にもありますが、農地を適切に使用していない場合には、協定の廃止ができるということを記載しているということでございます。説明は以上です。よろしく御審議お願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、清水委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号4番清水昭男です。区画が大変広いため、作業がしやすいと思います。また、料金も12,000円と適正であると思います。駐車場ですが、自宅の前に確保し、場

合によっては、吹上しょうぶ公園の開館時期をずらして、貸していただくことをお願いしたいと考えております。将来的には、薬膳スタジオを自宅の前に設置し、そこで作物を収穫した方が、このスタジオを借りて、料理したり、食べたりするといった取り組みをしていきたいということでございます。農地自体は適切に管理されており、特に問題はありませんでした。よろしく御審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「特定農地貸付に関する承認について」1件は原案のとおり承認することに決定致しました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、5件で2ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時00分から開会致します。